（逮捕状の作成）

第百四十五条　逮捕状は、逮捕状請求書（逮捕状の請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同項の記録媒体）に記録されている逮捕状請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）及びその記載又は記録を利用して作ることができる。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面（逮捕状に代わるものの請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同項の記録媒体）に記録されている逮捕状に代わるものの請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）及びその記載又は記録を利用して作ることができる。

（数通の逮捕状等）

第百四十六条　逮捕状及び逮捕状に代わるもの（これらが書面である場合に限る。）は、請求により、数通を発することができる。

（逮捕状に代わるものの提供請求の却下等）

第百四十六条の二　［略］

（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）

第百四十七条　被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　書面による勾留状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2・3　略］

（勾留状に代わるものの提供等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　書面による勾留状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

［3・4　略］

（資料の提供・法第二百四条等）

第百四十八条　被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書及び逮捕状並びに逮捕者の氏名、逮捕の年月日時及び場所、引致者の氏名及び引致の年月日時、送致する手続をした者の氏名及び送致する手続をした年月日時並びに送致を受けた者の氏名及び送致を受けた年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

［三　略］

［2・3　略］

（勾留状の記載要件等・法第二百七条等）

第百四十九条　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状の作成）

第百四十五条　逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

（数通の逮捕状等）

第百四十六条　逮捕状及び逮捕状に代わるものは、請求により、数通を発することができる。

（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）

第百四十六条の二　［同上］

（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）

第百四十七条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

［2・3　同上］

（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［3・4　同上］

（資料の提供・法第二百四条等）

第百四十八条　［同上］

一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状

二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類

［三　同上］

［2・3　同上］

（勾留状の記載要件・法第二百七条等）

第百四十九条　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。